

社会福祉法人北九州市門司民生事業協会役員慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会（以下「法人」という。）の役員への慶弔給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役 員)

第2条 この規程において、役員は、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会定款（以下「定款」という。）第15条に規定する理事及び監事とする。

(慶弔の種別)

第3条 役員に対する慶弔は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金
役員が死亡したとき。 10,000円
- (2) 見舞金
役員が加療のため入院したとき。 5,000円
- (3) 弔電
役員が死亡したとき。
- (4) 祝電
役員が叙勲・褒章を受章したとき。

(弔慰金等の贈呈等)

第4条 前条の慶弔は、役員への親族その他の関係者からの通知によるものとする。

2 前項の通知を受け、弔慰金等の贈呈等が適当と認めるときは、理事長は、弔慰金等を贈るものとする。

(特別な場合の取扱い)

第5条 定款第5条に規定する評議員の慶弔について、理事長が特に必要と認めるときは、第3条の規定に関わらず、弔電又は祝電を贈ることができる。

(経 費)

第6条 経費は、法人の本部会計 「渉外費支出」 から支出する。

付 則 (令和3年7月30日理事会議決)

この規程は、令和3年7月30日から施行する。